

政令第三百八十二号

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十三号）附則第一項本文の規定に基づき、この政令を制定する。

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年十二月十九日とする。

理由

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。